

# 緑地協定

## 浦安市日の出二丁目(碧浜)緑地協定

(目的)

### 第1条

この協定は、都市緑地保全法(昭和48年法律第72号。以下「法」という。)第14条第1項の規定に基づき、第3条に定める区域(以下「協定区域」という。)内における緑化に関する事項について定め、優れた住宅地としての環境の維持及び向上を図ることを目的とする。

(名称)

### 第2条

この協定は、浦安市日の出二丁目(碧浜)緑地協定(以下「協定」という。)と称する。(協定区域)

### 第3条

この協定の対象となる区域は、別紙図面に表示した区域とする。

(協定の締結及び承継)

### 第4条

この協定は、末尾記載の、協定区域の土地の所有者の合意により締結する。  
2.この協定は、協定区域内の土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権者又は賃借権者(以下「土地の所有者等」という。)となった者へ承継する。  
3.この協定に定める緑化に関する基準が建築物の借主の権限に係る場合は、当該建築物の借主は、土地の所有者等とみなす。

(協定の変更、廃止)

### 第5条

この協定に係る協定区域、緑化に関する基準、有効期間又は協定違反があった場合の措置を変更しようとする場合は、土地の所有者等の全員の合意により、法の規定に基づき、浦安市長の認可を受けるものとする。

2.この協定を廃止しようとする場合は、土地の所有者等の過半数の合意により、法の規定に基づき、浦安市長の認可を受けるものとする。

(緑化に関する事項)

### 第6条

第1条の目的を達成するため、緑化に関する事項を以下の通り定める。

- 1)協定区域内の敷地は、積極的に緑化に努めるものとする。
- 2)道路に面する敷地の部分には、駐車スペース及び人の出入口を除き、生垣を設ける。生垣の幅は原則として1.0m(歩専道については0.5m)以上とする。
- 3)道路に面して施されている樹木及び植栽は、原則として撤去しないものとする。増設や工作物の新設等で支障が生じる場合は、道路に面した同一敷地内に移植するものとし、万一枯損した場合は同種同程度のものを補植する。
- 4)土地の所有者等は、各敷地内の樹木及び植栽の維持管理に努めなければならない。

(有効期間)

### 第7条

この協定の有効期間は、浦安市長の認可公告のあった日から10年間とする。  
2.この協定の廃止について期間満了前に土地の所有者等の過半数より申し出がない場合は、期間満了の翌日から起算して更に10年間同一条件にて延長するものとする。  
3.延長後の期間満了時の措置についても、第2項に準ずるものとする。  
4.有効期間内における、第10条に定める違反者の措置に関しては、期間満了後も効力を有するものとする。

(委員会)

### 第8条

この協定の運営に関する事項を処理するため、緑地協定運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2.委員会の組織、運営等について必要な事項は、別に定める。

(権利移転の届出)

### 第9条

土地の所有者等は、協定区域内の土地の所有権を譲り渡す場合又は賃貸しようとする場合には、新たな土地の所有者等に対しこの協定の主旨を明らかにするために、協定書の写しを譲り渡すものとする。

2.新たな土地の所有者等は、その旨を委員会に届け出なければならない。

(違反者に対する措置)

### 第10条

委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、委員会の決定に基づき、第6条の規定に違反した土地の所有者等(以下「違反者」という。)に対し、工事の施工の停止を請求し、かつ、書面により相当の猶予期間を設けて当該違反行為を是正するために必要な措置をとるよう請求するものとする。

2.前項の請求があった場合においては、違反者は遅滞なくこれに従わなければならない。

(信義、誠実の原則)

### 第11条

土地の所有者等より、この協定の内容又は協定に定めのない事項に関して疑義が生じた場合は、委員会は誠意をもってこれに対応するものとする。

附則

- 1.この協定は、浦安市長の認可公告のあった日からその効力を生じる。
- 2.認可通知書(協定書)の原本は委員長が保管し、土地の所有者等はその写しを保管する。

(運営委員会運営規約)

### 1.名称

「浦安市日の出二丁目(碧浜)緑地協定運営委員会」と称する。

### 2.役割

委員会は協定に従い、当該区域内の緑化に関し必要な運用基準を定めるほか、協定の運営にあたる。

### 3.構成

土地の所有者等の互選により選出された若干名の委員により組織する。

### 4.任期

委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。  
委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

### 5.役員

委員会に委員長、副委員長、会計各1名を置く。  
委員長は委員の互選とし、副委員長及び会計は委員の中から委員長が委嘱する。

### 6.委員長

委員長は委員会を代表して協定の運営事務を総括する。

### 7.副委員長

副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### 8.会計

会計は委員会の経理に関する事務を処理する。

### 9.任期満了に伴う報告

委員長の任期が満了したとき又は委員長が欠けたときは、新たに委員長になった者が速やかにその旨を浦安市長に報告するものとする。ただし、再任されたときはこの限りではない。

### 10.委任

上記のほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。